

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 69 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和 47 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(既存建築物又は既存製造施設等工作物の届出)</p> <p>第13条 法第48条第1項から第12項まで、法第51条、法第52条第1項若しくは第2項、法第53条第1項、法第54条第1項、法第55条第1項、法第56条第1項、法第56条の2第1項、法第59条第1項若しくは第2項、法第61条又は法第62条第1項の規定が適用されることとなった際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、既存建築物現況届書（様式第15号）により所管する広域振興局又は地方振興局長に届け出なければならない。</p> <p>2 法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第12項まで又は法第51条の規定が適用されることになった際現に存する製造施設等工作物若しくはその敷地のうち法第88条第2項において準用する法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、既存製造施設等工作物現況届書（様式第16号）により所管する広域振興局又は地方振興局長に届け出なければならない。</p> <p>(許可申請書)</p> <p>第19条 法第43条第1項ただし書、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第5項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項各号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第68条の3第4項又は法第68条の5の2第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>[略]</p>	<p>(既存建築物又は既存製造施設等工作物の届出)</p> <p>第13条 法第48条第1項から第13項まで、法第51条、法第52条第1項若しくは第2項、法第53条第1項、法第54条第1項、法第55条第1項、法第56条第1項、法第56条の2第1項、法第59条第1項若しくは第2項、法第61条又は法第62条第1項の規定が適用されることとなった際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、既存建築物現況届書（様式第15号）により所管する広域振興局又は地方振興局長に届け出なければならない。</p> <p>2 法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第13項まで又は法第51条の規定が適用されることになった際現に存する製造施設等工作物若しくはその敷地のうち法第88条第2項において準用する法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、既存製造施設等工作物現況届書（様式第16号）により所管する広域振興局又は地方振興局長に届け出なければならない。</p> <p>(許可申請書)</p> <p>第19条 法第43条第1項ただし書、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第5項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第55条第3項各号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>[略]</p>

2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に同項の表に掲げる図書及び次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3～9 [略]

10 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書若しくは第12項ただし書又は法第51条ただし書の規定による工作物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十七号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

[略]

11～13 [略]

(認定申請書)

第23条 [略]

2～4 [略]

5 法第68条の3第1項から第3項までの規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(イ)の項、(ロ)の項及び同条第4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

6 法第68条の4第1項、法第68条の5の4第1項若しくは第2項又は法第68条の5の5の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

7～15 [略]

2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に同項の表に掲げる図書及び次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3～9 [略]

10 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書又は法第51条ただし書の規定による工作物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十七号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

[略]

11～13 [略]

(認定申請書)

第23条 [略]

2～4 [略]

5 法第68条の3第1項から第3項まで又は第7項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(イ)の項、(ロ)の項及び同条第4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

6 法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は法第68条の5の6の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

7～15 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）の施行の際現に建築基準法（昭

和 25 年法律第 101 号。以下「法」という。) 第 48 条第 13 項の用途地域の指定のない区域 (以下「指定のない区域」という。) に存する建築物若しくはその敷地又は現に指定のない区域に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第 3 条第 2 項の規定により法第 48 条第 13 項の規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者に係るこの規則による改正後の建築基準法施行細則第 13 条第 1 項の適用については、同項中「その適用」とあるのは、「建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (平成 20 年岩手県規則第 69 号) の施行」とする。